

同好會報

●天文同好會の會員證制定さる 去る十月十七日に總會で會則が改正された。(下記を見られよ。)そして會費はすべて曆年を單位とするこゝ、即ち毎年一月一日から十二月三十一日までの會費を一括して前納することに改められた。そこで此の改正規則の通り、本會々計へ會費を納めて下さつた方には會員證を贈ることにする。此の會員證は

- 1、會員たることの證明であり。
- 2、其の曆年度の會費の受取證であり、又、
- 3、倉敷天文臺の入場券である。

即ち三通りの役目を持つ。

●岡山支部通信

- 1、七月十日支部で日食を觀測した。
- 2、同日宮原幹事宅で「天界研究会」
- 3、七月十七日午後七時から倉敷中央病院内看護婦養成所で、天文講話會が催され、原名譽會員の開會の辭について、水野幹事は「夏の天」について、講話を試み、後ち若干の天體を觀望した。
- 4、七月十八日支部で天體觀測會。
- 5、七月十九日岡山驛で水野幹事は、山本博士と倉敷天文臺について、諸種の打合せをした。
- 6、七月二十四日神戸出帆の蓬萊丸で水野幹事父子は、南天の星に憧れて渡臺の途につき、二十七日基隆港に上陸された。
- 7、七月三十日基隆發の撫順丸で、水野幹事は臺灣東岸廻りを企て、毎夜南天の星を觀望、八月三日高雄港に上陸、八月四日、五日の兩日は「臺灣に天文臺を設置せよ」の論文を起草し、臺灣日々新報社に投稿されたものが、八月十九日の夕刊から、二十七日迄六回に亘り掲載された。
- 8、八月四日から三日間、橋子頭で通俗講話會が催され、水野幹事は下記の題目について講演した。
 - 第一夜 星のローマンス
 - 第二夜 太陽系並びに曆について
 - 第三夜 宇宙の廣さ

天文同好會規則

(大正十五年十月十七日改)

第一條 此ノ會ヲ天文同好會ト云フ

第二條 此ノ會ハ天文學ノ了解ヲ進メ兼ネテ同好者相互ノ親睦ヲ増スノガ目的デアル

第三條 本會ヲ京都市吉田町京都大學天文臺内ニ置ク

又會員密集ノ地ニハ支部ヲ置ク事ガアル

第四條 此ノ會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ次ノ事業ヲ行フ

一、講演(例會毎月一回、總會年一回、其他臨時會)

二、講習(各地テ臨時ニ開ク)

三、雜誌圖書ノ出版(雜誌ハ月一回ヲ會員ニハ無代配布、圖書ハ隨時)

四、實地觀測

五、天文臺ノ經營(會員ニハ特權ガアル)

第五條 此ノ會ノ目的ニ賛同スル者ハ誰デモ會員ニナル

會費ハ每曆年度ニツキ金五圓トス、但シ曆年ノ中途ヨリノ入會者ハ年度末マデ毎月金五拾錢ノ會費トス

申込ノ際ハ住所職業生年ヲ記入セラレタイ

第六條 本會ノ經費ヲ支持スル趣意ヲ毎年金貳拾圓以上ヲ齎出スル者ヲ維持會員トスル

第七條 一時金壹百圓以上ヲ寄附スル者及ビ會員五十名以上ヲ紹介シタル者及ビ總會ニテ特ニ推舉セラレタ者ヲ名譽會員トスル

第八條 此ノ會ノ幹部ハ次ノ通り

幹事 三名 會計 一名

此ノ幹部ハ總會テ選舉セラレル者ヲ任期ハ一ケ年

第九條 此ノ會ニ評議員若干名ヲ置キ、幹部ノ相談相手トナル